

神戸市人と猫との共生推進協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、神戸市人と猫との共生に関する条例（平成28年12月条例第22号。以下「条例」という。）第9条第1項に規定する「神戸市人と猫との共生推進協議会（以下「協議会」という。）」の組織及び事業の実施に関し、必要な事項を定める。

(構成)

第2条 協議会は、別表に掲げる団体（以下「構成団体」という。）で組織する。

2 協議会が実施する繁殖制限事業等に協力可能な共生推進活動団体等（以下「協力者」という。）は、別に定めるところにより、協議会に参画することができる。

(会長)

第3条 協議会に会長を置く。

2 会長は、構成団体から選出された者の互選により決定する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

(協議会の事業)

第4条 協議会は、次に定める事業を行う。

(1) 神戸市の地域猫活動支援制度と連携した野良猫の繁殖制限

(2) 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言

(3) 猫の譲渡の推進に関する事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事業

(定例会議)

第5条 協議会は、年2回以上の定例会議を開催するものとする。

2 定例会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

3 定例会議は、構成団体が出席するものとする。

4 会長は、協力者、神戸市職員、その他のものの出席を求めることができる。

5 会長が、事故その他やむを得ない理由により定例会議に出席できないときは、会長の所属する団体に所属する者が会長の職務を代行する。

(定例会議の決定事項)

第6条 定例会議は、次の事項を審議、決定する。

(1) 事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算に関すること。

(2) 規約の制定、改廃に関すること。

(3) 構成団体の加入又は退会に関すること。

(4) その他重要事項の処理に関すること。

2 定例会議は、過半数の構成団体の出席で成立し、議事はその過半数で決するものとする。可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 協議会に、事業部会を置き、第4条各号に掲げる事業を実施する。

2 協議会が必要と認めるときは、第1項の規定に関らず、別に部会を設置することができる。

(会計)

第8条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監事)

第9条 協議会に監事を置く。

2 監事は、構成団体に所属する者とする。

3 監事は、年1回以上協議会の事業及び会計を監査し、定例会議に報告する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、公益社団法人神戸市獣医師会に置く。

2 協議会の庶務は事務局において処理する。

(協議会の業務に係る傷害補償及び賠償責任補償)

第11条 構成団体に所属する者又は協力者が協議会の業務を実施するにあたって生じた傷害補償及び賠償責任補償については、別に定める。

(その他必要な事項)

第12条 この規約に定めるもののほか、運営その他必要な事項は、会長が定例会議に諮って定める。

(附則)

この規約は、平成29年4月17日から施行する。

(附則)

この規約の変更は、平成29年9月21日から施行する。

(附則)

この規約の変更は、令和元年5月31日から施行する。

(附則)

この規約の変更は、令和元年8月20日から施行する。

(附則)

この規約の変更は、令和2年6月1日から施行する。

(附則)

この規約の変更は、令和3年7月9日から施行する。

(附則)

この規約の変更は、令和5年5月15日から施行する。

別表（第2条関係）

獣医師が組織する団体	公益社団法人 神戸市獣医師会
共生推進活動団体	特定非営利活動法人 神戸猫ネット
	公益社団法人 日本動物福祉協会
	公益社団法人 Knots
	株式会社 フェリシモ
	ネスレ日本 株式会社
	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	特定非営利活動法人どうぶつ弁護団
公共的団体等	神戸市自治会連絡協議会
	神戸市婦人団体協議会
	神戸市商店街連合会
	株式会社 神戸新聞社